**大阪府福祉部子ども家庭局及び大阪府警察本部生活安全部少年課並びに**

**パナソニックスポーツ株式会社との連携に関する協定書**

大阪府福祉部子ども家庭局（以下「甲」という。）及び大阪府警察本部生活安全部少年課（以下「乙」という。）並びにパナソニックスポーツ株式会社（以下「丙」という。）は、丙が管理するパナソニック野球部に関して、次のとおり相互に連携・協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙並びに丙が、丙が管理するパナソニック野球部の活動を通じて、スポーツに親しむ機会を提供し、少年が人と人との繋がりのなかで得る体験等から豊かな人間性を育み、少年の非行・被害防止及び立ち直り支援等にかかる取組みの推進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙並びに丙は、丙が管理するパナソニック野球部の活動を通じて、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力して取り組むものとする。

（１）少年の非行・被害防止及び立ち直り支援に関すること

（２）少年の健全育成に関すること

（３）その他、少年の事業に関すること

２　甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に三者で協議を行い、具体的な取組み内容及び実施方法について、決定するものとする。ただし、甲と丙のみ又は乙と丙のみにかかる事項について、当該二者で協議することを妨げない。

（協定の見直し）

第３条　甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日より１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲、乙又は丙から書面による解約の申出がないときは、満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。

（解約）

第５条　甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第６条　甲、乙及び丙は、連携・協力事項に関する検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（個人情報保護の目的外利用・提供の禁止）

第７条　丙は、本協定に基づく連携・協力事項の実施により知り得た個人情報を本協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲及び乙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（疑義等の決定）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、三者で協議の上、これを決定するものとする。

　以上、本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年７月２日

甲　 　　 大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府

福祉部子ども家庭局長　　（自署）

乙　 　　 大阪府大阪市中央区大手前三丁目１番11号

大阪府警察本部

生活安全部少年課長　　（自署）

丙　　　　東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

　　　　 パナソニックスポーツ株式会社

　　　　 代表取締役　　　（自署）